

候補地の一次選定（案）について

1. 背景

第2回懇話会時に委員から、一次選定結果より絞り込んだ7か所の二次選定検討候補地以外に予備選定的な観点で、検討候補地を残しておくべきとの意見が挙げられた。

については、「机上調査する項目」と「現地踏査の適合条件」に対して、下記の整理基準を設定の上、予備候補地を選定する。

2. 評価方法

- ・ 机上調査項目及び現地踏査項目について、表1、表2のように評価基準を見直す。
- ・ 各項目の評価を総合的に勘案し、「○△×」の3段階評価により適地の段階分けを行う。

○：二次選定検討候補地

△：予備検討候補地

×：一次選定不適地

表1 机上調査する項目

No.	規制区域	内容説明	評価基準	説明
1	砂防指定地	砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止する区域。	×	<ul style="list-style-type: none"> 回避が望ましい項目とする。 砂防指定地内に施設を整備する場合、指定解除や開発許可の取得といった手続きが必要となり、時間を要する。 砂防指定地内に施設を整備する場合、代替の砂防施設の整備する必要があり、膨大なコストがかかる。
2	山腹崩壊危険地区	雨や地震などの影響により、山の斜面が崩れ落ちる危険がある地域。	×	<ul style="list-style-type: none"> 回避が望ましい項目とする（31 適地の中で、落とす理由となった適地はなし。）。 人家や公共施設に被害を与える恐れがある地区とされており、処分場建設は避けたい。
3	深層崩壊溪流区域	斜面崩壊のうちすべり面が表層崩壊よりも深部で発生し、比較的規模の大きな崩壊現象の発生のおそれのある溪流。	×	<ul style="list-style-type: none"> 回避が望ましい項目とする（31 適地の中で、落とす理由となった適地はなし。）。 表層崩壊に比べ発生頻度は低いが、人家や公共施設に被害を与える恐れがある地区とされており、処分場建設は避けたい。
4	地すべり地形箇所	地すべり変動によって形成された地形的痕跡である「地すべり地形」の分布を示した図面の箇所。	×	<ul style="list-style-type: none"> 回避が望ましい項目とする（31 適地の中で、落とす理由となった適地はなし。）。 土砂災害警戒区域（許可申請）と土砂災害特別警戒区域（不可）のいずれに該当するかの確認を行う。
5	地すべり防止区域	地すべりによる崩壊を防止するため、排水施設、擁壁等を設置するとともに、一定の行為を制限する区域。	×	<ul style="list-style-type: none"> 回避が望ましい項目とする（31 適地の中で、落とす理由となった適地はなし。）。 地すべり防止区域内に施設を整備する場合、開発許可の取得といった手続きが必要となり、時間を要する。
6	地すべり危険地区	土地の一部がすべりだす危険がある地区。	×	<ul style="list-style-type: none"> 回避が望ましい項目とする（31 適地の中で、落とす理由となった適地はなし。）。 人家や公共施設に被害を与える恐れがある地区とされており、処分場建設は避けたい。
7	崩壊土砂流出危険地区	大雨などの影響により、谷沿いの不安定な土砂が水と一緒に一気に流れ出す危険がある地区。	×	<ul style="list-style-type: none"> 回避が望ましい項目とする。 人家や公共施設に被害を与える恐れがある地区とされており、処分場建設は避けたい。
8	活断層、推定活断層	<p>活断層：概ね千年から数万年の周期で繰り返し動いてきた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層。 推定活断層：地形的な特徴により活断層の存在が推定されるが、現時点では明確に特定できないもの。 活断層、推定活断層から1km以内のエリアを除外対象とする。</p>	×	<ul style="list-style-type: none"> 回避が望ましい項目とする。 <u>適地から1km以内のエリアの活断層及び推定活断層において、宮城県地域防災計画[地震災害対策編]に基づき、確実度Iかつ活動度Aの活断層は回避が望ましい区域(×)とする。</u>
			△	<ul style="list-style-type: none"> 検討の優先順位を下げる項目とする。 <u>適地から1km以内のエリアの活断層及び推定活断層において、宮城県地域防災計画[地震災害対策編]に基づき、確実度Iかつ活動度Aの活断層以外は検討の優先順位を下げる区域(△)とする。</u>
9	火山	火山噴火予知連絡会により、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として50火山が選定されている。	×	<ul style="list-style-type: none"> 回避が望ましい項目とする（31 適地の中で、落とす理由となった適地はなし。）。 火山活動による影響を鑑みて、当該区域での処分場建設は困難性が高い。
10	雪崩危険箇所	過去に雪崩が発生した又は発生するおそれがある斜面について、雪崩到達可能性のある範囲内に民家などがある箇所。	×	<ul style="list-style-type: none"> 回避が望ましい項目とする（31 適地の中で、落とす理由となった適地はなし。）。 雪崩による影響を鑑みて、当該区域での処分場建設は困難性が高い。
11	液状化の危険度が高い地域	地震時に作用する地震動の強さと地盤のもっている液状化に対する抵抗力から判定した危険度が高い地域。	×	<ul style="list-style-type: none"> 回避が望ましい項目とする（31 適地の中で、落とす理由となった適地はなし。）。 地震活動による影響を鑑みて、当該区域での処分場建設は困難性が高い。
12	特定植物群落	植物群落のうち、代表的・典型的なもの、代替性のないもの、きわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなど。	×	<ul style="list-style-type: none"> 回避が望ましい項目とする（31 適地の中で、落とす理由となった適地はなし。）。 環境省レッドリスト（絶滅危惧種）に登録されている種を含むため開発は避けたい。
13	史跡・名勝・天然記念物	史跡：貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で歴史上または学術上価値の高いもの。名勝：庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で芸術上または鑑賞上価値の高いもの。天然記念物：動物、植物及び地質鉱物で学術上価値の高いもの。上記、史跡・名勝・天然記念物から500m以内を回避が望ましい区域とする。	×	<ul style="list-style-type: none"> 回避が望ましい項目とする。 国または県指定文化財の周辺500m以内に適地がある場合は回避が望ましい区域とする。
14	下水幹線	本検討においては、水環境への影響のおそれと、下流域の利害関係者の不安を最小限にするため下水放流を基本として評価を行う。下水道幹線まで下水道敷設が必要な場合は、工事に伴う交通渋滞等、周辺住民の生活環境への影響を考慮し、 下水幹線から5km以上のエリアを除外対象とする。	△	<ul style="list-style-type: none"> 検討の優先順位を下げる項目とする。 <u>下水幹線から概ね5km以上のエリアに該当する適地は検討の優先順位を下げる区域(△)とする。</u>

表2 現地踏査の適合条件

大項目	小項目	適合条件	評価基準		説明
①自然環境	植生自然度	特に群落の自然性が高い自然度 9,10 の区域でないこと。	×		・回避が望ましい項目とする（31 適地の中で、落とす理由となった適地はなし。）。 ・自然林に自然草原を加えた自然植生の区域では処分場建設は避けたい。
	自然の改変度	表土の改変を受けていない優れた自然環境を有する土地でないこと。	×		・回避が望ましい項目とする。 ・改変されていない土地では処分場建設は避けたい。
	希少猛禽類	希少な猛禽類の営巣が確認されている区域に近接しないこと。	×		・回避が望ましい項目とする（31 適地の中で、落とす理由となった適地はなし。）。 ・環境省レッドリスト（絶滅危惧種）に登録されている種を含むため開発は避けたい。
	地形	候補地抽出条件（埋立容量 200 万 ^m 程度を確保可能、谷筋勾配が緩やかで、かつ両側の斜面勾配が 1：1.5 以上を有する地形）を満足する地形であること。	×		・回避が望ましい項目とする。 ・宮城県産業廃棄物最終処分場整備基本方針の抽出条件として設定。
②生活環境	適地内建築物数	施設配置計画が困難となる位置に建築物が存在しないこと。	×		・回避が望ましい項目とする（31 適地の中で、落とす理由となった適地はなし。）。 ・移設が困難な物件がある場合、埋立容量が減少するため処分場建設は避けたい。
	周辺住宅数	周囲 500m 程度の範囲内に大規模な住宅地がないこと。 周囲 500m 程度の範囲内に複数の文教施設（学校等）がないこと。	×		・回避が望ましい項目とする。 ・他事例を参考に設定した周囲 500m 程度の確認であり、地域住民の懸念事項は避けたい。
③土地利用状況	適地内の土地利用	最終処分場の整備が著しく困難となる土地利用がないこと。	×		・回避が望ましい項目とする。 ・移設が困難な土地利用がある場合、埋立容量が減少するため処分場建設は避けたい。
	アクセス上の支障・配慮物件	アクセス道路の整備が著しく困難となる物件がないこと。 アクセス経路上に特に配慮が必要な施設等（歩車分離が困難な通学路、道の駅、農産物直売所等）がないこと。	×		・回避が望ましい項目とする。 ・ アクセス道路の整備が著しく困難となる物件がある場合は回避が望ましい項目（×）とする。
	適地へのアクセス性	搬入道路の整備距離が数 km に及ぶなど、アクセス性が著しく不都合でないこと。 災害によりアクセス困難となるおそれが少ないこと。	×	△	・検討の優先順位を下げる項目とする。 ・ アクセス道路の整備において、道の駅、直売所等の施設がアクセス経路上にある場合については検討の優先順位を下げる項目（△）とする。
④水源	農業水源	下流側 500m 程度の範囲内でないこと。	×		・回避が望ましい項目とする。 ・処分場の浸出水については、下水放流を方針として掲げているが、地域住民の懸念事項は避けたい。
	水道水源	表流水を利用する水源の場合は、下流側500m程度の範囲内でないこと。 伏流水を利用する水源（深井戸等）の場合は、周囲 500m 程度の範囲、及び下流側 1km 程度の範囲でないこと。	×		・回避が望ましい項目とする。 ・ただし、個票で除外理由とした水源の代替性について検討を行う。
⑤その他		当該地の利用計画が定められており、かつ、今後当面の間利用する見込みのある土地でないこと。 周囲 500m 程度の範囲内に国あるいは県指定文化財がないこと。 施設配置計画支障となる位置に、墓、地蔵等の移設が困難な物件が存在しないこと。	×		・回避が望ましい項目とする。 ・ 当該地の利用計画がある場合、回避が望ましい項目（×）とする。 ・ 市町村からのヒアリング結果を確認し、必要であれば追加現地確認を行う。施設配置計画支障となる位置に移設が困難な物件がある場合は、回避が望ましい項目（×）とする。 ・ 湖沼水質に汚濁負荷影響を与える場合は、回避が望ましい項目（×）とする。
		規制条件レイヤとして設定した農用地区域以外の農地（一団の農地）について現地踏査で確認すること。 下流域において、湖沼水質に汚濁負荷を与えないこと。		△	・検討の優先順位を下げる項目とする。 ・ 適地が一団の農地にかかる場合、検討の優先順位を下げる項目（△）とし、各市町村からのヒアリング結果を確認しつつ、必要であれば追加現地確認を行う。該当がある場合、処分場設置において、必要な手続き及び協議の確認を行う。

3. 評価結果

評価基準に基づき見直しを行った結果を表3及び表4に示す。

表3 評価結果1

No.	机上調査	現地踏査					評価結果
		①自然環境	②生活環境	③土地利用状況	④水源	⑤その他	
1					水道水源 ×		×
2							○
3							○
4	下水離隔	△ 表土改変なし ×					×
5	下水離隔	△ 表土改変なし ×		アクセス困難 ×			×
6							○
7						指定文化財墓地, 神社 ×	×
8					水道水源 ×		×
9					水道水源 ×		×
10	下水離隔	△					△
11	砂防指定地 下水離隔	×					×
12	砂防指定地 下水離隔	×					×
13	活断層	△			水道水源 ×		×
14						ダム貯水池湖沼水質保全計画 ×	×
15	活断層	△					△
16	活断層	△				土地利用計画 ×	×
17	崩壊土砂流出危険地区	×					×
18							○
19					農業水源 ×		×
20			住宅地近接 ×				×
21			住宅地近接 ×				×
22					農業水源 ×		×
23							○
24						土地利用計画 ×	×
25							○
26							○
27				森林公園 ×		指定文化財墓地 ×	×
28			住宅地近接 ×				×
29			住宅地近接 学校施設 ×			土地利用計画 ×	×
30	下水離隔	△		アクセス困難 ×			×
31				アクセス困難 ×		土地利用計画 ×	

表4 評価結果2

評価	適地	位置付け	対象地
○	二次選定検討候補地 【7か所】	二次選定を優先的に検討する候補地	No.2
			No.3
			No.6
			No.18
			No.23
			No.25
			No.26
△	予備検討候補地 【2か所】	経済性、安全性の観点から優先度は下がるが、二次選定検討候補地の見直しが必要になった場合、評価再検討する候補地	No.10
			No.15
×	一次選定不適地	候補地として回避が望ましいと判断した適地	No.1
			No.4
			No.5
			No.7
			No.8
			No.9
			No.11
			No.12
			No.13
			No.14
			No.16
			No.17
			No.19
			No.20
			No.21
			No.22
			No.24
No.27			
No.28			
No.29			
No.30			
No.31			